令和２年４月農業委員会総会議事録

令和２年４月24日午後３時00分、令和２年４月農業委員会総会を弘前消防本部３階大会議室に召集する。

出席委員 25名

１番　岩谷　裕子　委員	２番　成田　忠光　委員	３番　三上　幸雄　委員
４番　佐藤　耕一　委員	５番　白濱　不二男　委員	６番　成田　繁則　委員
７番　小林　政貴　委員	８番　三上　悦治　委員	９番　平井　秀樹　委員
10番　進藤　司　委員	11番　石岡　千鶴子　委員	12番　棟方　健　委員
13番　木村　芳文　委員	14番　小田桐　明　委員	16番　髙橋　貴志　委員
17番　須藤　秀人　委員	18番　大湯　茂八郎　委員	19番　伊藤　公正　委員
20番　兜森　弘義　委員	21番　小嶋　勇成　委員	22番　藤田　善明　委員
23番　前田　優考　委員	24番　町田　髙司　委員	25番　佐藤　剛郎　委員
26番　山内　知人　委員		

欠席委員　１名

15番　奥元　勝義　委員

出席事務局　11名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局主幹兼農地係長	澤田　明人	事務局農政係長	藤田　文明
岩木分室長	佐藤　和明	相馬分室総括主査	藤田　徹
事務局総括主査	藤田　智恵子	事務局主査	青山　由香
事務局主査	下山　直哉	事務局主事	佐藤　早織
事務局主事	佐藤　久明		

議　事

議案第24号　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第25号　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第26号　農用地利用集積計画の決定について
議案第27号　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第28号　農地・非農地の判断について

報告第10号　農地法第３条の許可取消について
報告第11号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第12号　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第13号　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　私は、この 4 月から事務局次長として着任しました吉田でございます。よろしくお願いします。私の他にも 4 月 1 日より事務局に転入された職員の皆さんをご紹介させていただきます。

【新職員紹介（佐藤和明岩木分室長、藤田文明農政係長、福田育子総括主査、下山直哉主査、佐藤久明主事、佐藤光麿主事）及び挨拶（省略）】

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。

事務局次長　ただいまから令和 2 年 4 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。今日は欠席の通告はありました。議席番号 15 番奥元勝義さんの 1 名でございます。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。22 番藤田善明委員、23 番前田優考委員、24 番町田高司委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 24 号を議題といたします。議案第 24 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 24 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 17,659 ㎡、畑 21 件 89,509.84 ㎡、合計 27 件 107,168.84 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 13 件 133,011 ㎡、畑 31 件 198,684 ㎡、合計 44 件 331,695 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 4 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、大湯茂八郎委員、伊藤公正委員、兜森弘義委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 5 件についての事情聴取を行いました。6 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 11 番および 19 ページ、使用収益権関係、19 番について申し上げます。譲受人は、実家がりんごや野菜を栽培する農家で、小さい頃から農作業の手伝いをしてきた中で専業農家として独立したいという思いがあり、今回、自分の農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地では、両親の指導を受け、ピーマン、にんにく、

調査委員長	じゃがいもを作付すると申しており、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。14 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 5 番について申し上げます。借受人は、りんご農家出身であり、老後は家族と一緒に専業で農業をしたいという思いがあり、今回、自分で農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 9 番および 10 番について申し上げます。借受人は、これまでも叔母のりんご畑で農作業に従事しており、今回、自分で農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。申請地ではりんごを栽培すると申しており、一連の農作業経験があり、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。18 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 15 番について申し上げます。借受人は、以前より農業に携わりたいという思いがあり、今般、農地取得の機会ができたため、本申請に至ったと申し述べておりました。農作業経験は少ないものの、今後は知人の指導の下、りんごを栽培していくという事であり、技術力等、特に問題はないと判断しました。19 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 18 番について申し上げます。借受人は、数年前から知人のにんにく畑で農作業に従事しており、今回、自分で農地を借り受ける見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も知人や農協の指導の下、農業に従事していくという事から、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
岩谷裕子委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （岩谷裕子委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 22 ページ、使用収益権関係、受付番号 26 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	使用収益権関係、受付番号 26 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 24 号のうち、使用収益権関係受付番号 26 番については、許可することに決定いたします。岩谷委員の着席をお願いします。 （岩谷裕子委員着席）
平井秀樹委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （平井秀樹委員退席）

議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、26 ページ、使用収益権関係、受付番号 38 番及び 27 ページ 39 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し） 使用収益権関係、受付番号 38 番および 39 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし） 異議ないものと認め、議案第 24 号のうち、使用収益権関係受付番号 38 番および 39 番については、許可することに決定いたします。平井委員の着席をお願いします。 （平井秀樹委員着席）
前田優考委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （前田優考委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、31 ページ、使用収益権関係、受付番号 44 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し） 使用収益権関係、受付番号 44 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし） 異議ないものと認め、議案第 24 号のうち、使用収益権関係、受付番号 44 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。 （前田優考委員着席） それでは、議案第 24 号のうち、使用収益権関係、受付番号 26 番、38 番、39 番および 44 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し） 議案第 24 号のうち、使用収益権関係、受付番号 26 番、38 番、39 番および 44 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （異議なし） 異議ないものと認め、議案第 24 号のうち、使用収益権関係、受付番号 26 番、38 番、39 番および 44 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 25 号を議題といたします。議案第 25 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	議案第 25 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」で

事務局次長　ります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑1件575㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。35ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、農地区分が第2種農地で、非農地や第3種農地に代替地がない場合に限り許可できる農地区分ですが、「既存施設の1/2以内の拡張」であることから、代替性の検討を要さずに転用許可基準を満たすものであります。また許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第25号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第25号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第25号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第26号を議題といたします。議案第26号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第26号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田5件28,374㎡、畑6件25,200.04㎡、合計11件53,574.04㎡であります。また、使用収益権関係では、田4件31,306㎡、畑2件6,037㎡、合計6件37,343㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、田4件31,306㎡、畑1件2,567㎡、合計5件33,873㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、

調査副委員長　備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。42ページをお開きください。所有権関係、受付番号10番、11番及び45ページ、使用収益権関係、受付番号3番から、46ページ6番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。44ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号2番から、46ページ6番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第26号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第26号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第26号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第27号を議題といたします。議案第27号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第27号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第15条第1項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田2件9,508㎡、畑5件16,370㎡、合計7件25,878㎡であります。また、使用収益権関係は、田3件32,508㎡、畑3件15,551㎡、合計6件48,059㎡であります。このうち農地中間管理事業に関するものは、田3件32,508㎡、畑1件4,267㎡、合計4件36,775㎡であります。今回提出されました13件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項第2号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買7件、賃貸借4件、使用貸借2件が整ったものであります。49ページをお開きください。所有権関係、受付番号1番の譲受人は、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿の登録はありませんが、譲受人が借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等 候補者名簿の登録要件を要しないものであります。52ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号3番から、53ページ6番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

伊藤公正委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（伊藤公正委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 49 ページ所有権関係、受付番号 2 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号 2 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 27 号のうち、所有権関係、受付番号 2 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。伊藤委員の着席をお願いします。

（伊藤公正委員着席）

前田優考委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（前田優考委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 53 ページ使用収益権関係、受付番号 5 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　使用収益権関係、受付番号 5 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 27 号のうち、使用収益権関係、受付番号 5 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

平井秀樹委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（平井秀樹委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 53 ページ使用収益権関係、受付番号 6 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　使用収益権関係、受付番号 6 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 27 号のうち、使用収益権関係、受付番号 6 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。平井委員の着席をお願いします。

（平井秀樹委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 27 号のうち、所有権関係、受付番号 2 番、使用収益権関係 5 番及び 6 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 27 号のうち、所有権関係、受付番号 2 番、使用収益権関係 5 番及び 6 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 27 号のうち、所有権関係、受付番号 2 番、使用収益権関係 5 番及び 6 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 28 号を議題といたします。議案第 28 号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 28 号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、畑 4 筆 10,394 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。57 ページをお開きください。番号 1 番から 3 番の土地については、農地法の運用について第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、番号 4 番の土地については、第 4 (4) イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 28 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 28 号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 28 号は番号 1 番から 4 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 10 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 10 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。別紙のとおり、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 1 件 4,055 ㎡であります。なお、取消理由につきましては、61 ページの取消理由欄に記載のとおり、双方の都合となっており、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議　　長　　報告第 10 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　報告第 11 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 11 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 76,973 ㎡、畑 16 件 197,909.67 ㎡、合計 24 件 274,882.67 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 65 ページから 68 ページまでの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 11 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 12 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 12 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、4 条関係が畑 1 件 246 ㎡であります。なお、届出理由につきましては、71 ページの届け出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第 12 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第 13 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　報告第 13 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農

事務局次長	地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。 今会議に報告されました件数と面積は、田 5 件 36,935 ㎡、畑 3 件 27,285 ㎡、合計 8 件 64,220 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、75 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議　　長	報告第 13 号について、御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	これをもちまして、本日の議事を終了いたします。 ［議事終了 15 時 41 分］